

藍住町公告第 29 号

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の変更(案)を作成したので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域計画の変更（案）について、意見書を提出することができる。

令和8年9月7日

藍住町長 高 橋 英 夫



1 地域計画の変更(案)を作成した地区

- (1) 藍園地区
- (2) 住吉地区

2 縦覧期間

自 令和8年9月8日
至 令和8年9月24日

3 縦覧場所

板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 藍住町役場産業商工課
藍住町役場ホームページ（地域計画の変更（案）の公告・縦覧について）

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで
（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

5 意見書の提出について

意見書については、日本語に限り、直接持参、郵送又は電子メールにより縦覧期間満了の日までに提出することができます。期間を過ぎての意見書の提出は受付できません。

意見書を提出する者が個人の場合は住所、氏名、連絡先を、法人の場合は法人名、代表者名、事務所の所在地及び連絡先を記載してください。

なお、提出された意見書に対する個別の回答は行いません。